

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 電報サービス契約約款等の変更の認可について

電報配達員による配達条件等の見直し及び電報料金のシンプル化

総務省総合通信基盤局
料金サービス課
令和4年3月

○契約約款及び料金の変更認可申請概要

1 申請者

- (1) 東日本電信電話株式会社(代表取締役 井上 福造)
- (2) 西日本電信電話株式会社(代表取締役 小林 充佳)
(以下、(1)及び(2)をあわせて「NTT東日本・西日本」という。)

2 申請日

令和4年3月18日

3 申請概要

NTT東日本・西日本が行う電報事業について、電報の取扱通数減少に伴う収益悪化を背景に、経営効率化のため、電報の配達条件及び料金等の見直しを行うもの。

<変更内容及び実施時期>

- ・ 受付時間・配達関係の変更: 令和4年10月予定
- ・ 料金体系の変更・定文電報の廃止・FAX受付の廃止: 令和5年1月予定

(参考) 同時期に予定している認可を要しない変更(必要的諮問事項対象外)

<変更内容及び実施時期>

- ・ 無線電報の廃止: 令和5年1月予定
- ・ 電話受付の場合に加算される手数料の変更: 令和5年1月予定

基本情報		
受付方法／時間	電話	8～19時
	FAX	8～19時
	Web	24時間
当日配達条件	受付時間	8～19時 ※Web受付の場合は0～19時
	配達日	年中無休
	配達エリア	全国

電報の種類		料金(税抜き)	
		電報料	台紙料金
通常電報	一般電報	<漢字電報> ・基本額(25文字まで) 440円 ・累加額(追加5文字ごと) 60円 <かな電報> ・基本額(25文字まで) 300円 ・累加額(追加5文字ごと) 40円	0円
	慶祝電報	<漢字電報> ・基本額(25文字まで) 660円 ・累加額(追加5文字ごと) 90円 <かな電報> ・基本額(25文字まで) 450円 ・累加額(追加5文字ごと) 60円	0円～
	弔慰電報	<漢字電報> ・基本額(25文字まで) 450円 ・累加額(追加5文字ごと) 60円	0円～
	定文電報	300円	0円
無線電報	定文	600円	0円
	上記以外	・基本額(25文字まで) 600円 ・累加額(追加5文字ごと) 80円 ※和文電報の場合	
電報託送加算額		電話・FAX申込みの加算額 40円	—

NTT東日本・西日本による国内電報サービス提供条件の見直し(案)全体像

3

- 電報サービスの利用通数は減少を続けており、事業継続に向け抜本的な提供条件の見直しが必要。
 - ✓ 更なるコスト削減: 受付時間・方法の変更、配達条件の変更、電報種類の簡素化・・・①～⑤
 - ✓ 利用数減少抑制対策: わかりやすい料金体系への移行(「ページ課金」への変更)・・・⑥

(税抜き)

項目	現状	変更概要	実施時期	認可の要否
①受付時間	8時～19時※Webは24時間受付	【変更なし】	—	—
当日配達受付時間	8時～19時※Webは0時～19時	8時～ 14時 ※Webは0時～14時	令和4年10月	要
②配達員による配達対象エリア	全国	一部地域(離島等)を除く		
③配達員による配達対象日	年中無休	一部の日付(12/31～1/3)を除く (翌営業日(1/4)配達)		
④受付方法	電話(115)・インターネット(web)等	【変更なし】	—	—
	FAX	廃止	令和5年1月	要
⑤電報の種類	通常電報(一般・慶祝・弔慰)	【変更なし】	—	—
	定文電報	廃止	令和5年1月	要
	無線電報	廃止	令和5年1月	不
⑥料金	複数の料金体系 〔 文字数課金 Web/電話・FAXの別 かな電報/漢字電報の別 一般/慶弔の別 等 〕	ページあたり基本額 1,200円 〔 Web受付の場合 1,200円 電話受付の場合 1,200円+400円 ※ ※電報託送加算額 〕	令和5年1月	要 (一部不)

赤字: 必要的諮問事項

①～③ 配達関連条件の変更(令和4年10月～)

項目	現状	変更概要	影響(2020年度数値)
①当日 配達受付時間	19時まで	14時まで (受付時間は変更なし)	・14時～19時までの受付内、当日配達希望通数 66万通(全受付数の16%) (法人54万通、個人12万通)
②配達員による 配達対象エリア※	全国	配達員による配達の維持が 困難な地域を除く (離島等の一部地域を除く)	・配達員不在のエリア(2020年度) 16配達所、11自治体(人口約9千人) 電話による配達(年間137通) ※希望者への後日郵送を実施 (参考)全配達所数:934箇所 (概ね3時間以内に配達可能になるよう設置)
③配達員による 配達対象日	年中無休	配達員による配達の維持が 困難な日付を除く (12/31～1/3を除く) (翌営業日(1/4)配達) *電話による配達は引き続き年中無休	・年末年始の配達希望通数 4万通(全配達数の1%) (法人3万通、個人1万通)

※: 現行の契約約款では、配達の方法を以下のとおり規定。

- ①電話による配達
- ②電報配達員による配達

現在既に、地理的条件や配達員の確保が難しい等の理由から配達員による配達の維持が困難な地域については、電話による配達のみを実施していることから、今回の変更により配達員による配達対象外エリアを明示することとするもの。

④・⑤ 受付方法の変更・電報種類の簡素化(令和5年1月～)

項目	現状	変更概要	影響(2020年度数値)
④受付方法	電話	変更なし	全受付件数の内 18%がFAX受付 (FAX受付の場合、 事前登録法人9割超)
	FAX	廃止	
	窓口	変更なし	
	Web	変更なし	

項目	現状	変更概要	影響(2020年度数値)	
⑤電報の 種類	通常電報	一般、慶弔用	変更なし	
	定文電報	通信文に定文を用いるもの 例:至急電話されたし。	廃止	110通
	無線電報	対船舶との電報サービス	廃止 (認可対象外※)	685通
	非常・緊急扱い	気象機関相互間等、特定の機関等において発信又は受信する電報であり、他の電報に先だって伝送及び配達するもの	変更なし	

※:「利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない通信役務」として整理され、認可対象外。

⑥ わかりやすい料金体系への移行(令和5年1月～)(1)

⑥料金		利用状況 (推計値※1)	平均利用額※2 (令和3年6月)	改正後料金(税抜き) <赤枠内が認可対象>	利用状況(推計値※1) における影響
申込みの種類別		406万通(100%)			406万通の内67%が割安 272万通:割安 134万通:割高(法人90%)
Web申込	慶弔用	211万通(52%)	1,690円※3	1,200円/1頁(300字まで) 2頁以降(420字まで)+300円	211万通のうち81%が割安 170万通:割安 40万通:割高(法人94%)
	通常	186万通(46%)			
		25万通(6%)			
電話申込※4	慶弔用	196万通(48%)	1,670円※3	(1,200円+400円*) /1頁(300字まで) 2頁以降(420字まで)+300円 *電報託送加算額(認可対象外※5)	196万通のうち52%が割安 102万通:割安 94万通:割高(法人89%)
	通常	181万通(44%)			
		15万通(4%)			

※1:令和3年6月の割合を令和2年度年間通数(406万通)に適用し各通数を算出。(NTT東日本・西日本調べ)

※2:令和3年6月の平均利用額(利用者内訳:漢字電報98%、かな電報2%)。単価はP2参照。(NTT東日本・西日本調べ)

※3:慶弔用の漢字電報の場合、約80字使用可能。

※4:電話申込の利用状況(通数)はFAX申込の通数を含む。(FAX申込は令和5年1月廃止)

※5:手数料その他これに類する料金は認可不要であり、電報託送加算額はこれに該当。

⑥ わかりやすい料金体系への移行(令和5年1月～)(2)

○基本額等の算定方法

1頁あたりの原価を算出し料金を設定(東西同一料金)

(税抜き)

料金	主な原価		1頁あたり原価※	単価
基本額(円/頁)	電報配達費 システム費	NTT東日本	1,177円	1,200円
		NTT西日本	1,117円	
2頁目以降加算額(円/頁)	システム費	NTT東日本	262円	300円
		NTT西日本	285円	

※:「算定方法」

電報料金変更時期(令和5年1月)～令和7年度末までの3年3か月間の需要見込み及び原価見込みにより、算定。

○報酬

報酬は、レートベース(当該電気通信事業全体の真実かつ有効な資産の価値)を電気通信事業全体に対し設定された報酬率の幅の範囲内から選択した一定率を乗じて算定することとなっている。(電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号))

	料金改正による報酬率予測※1	上限報酬率及び下限報酬率	
NTT東日本	1.1%	上限報酬率※2	6.4%
		下限報酬率※3	0.12%
NTT西日本	2.0%	上限報酬率※2	4.6%
		下限報酬率※3	0.21%

※1:料金改正後の令和5年1月～令和7年までの3年3か月分の累計収入及び原価から算定。

※2:上限報酬率=(他人資本コスト)×(他人資本比率)+(自己資本コスト)×(自己資本比率)

※3:下限報酬率=(他人資本コスト)×(他人資本比率)

○電報託送加算額(認可対象外)

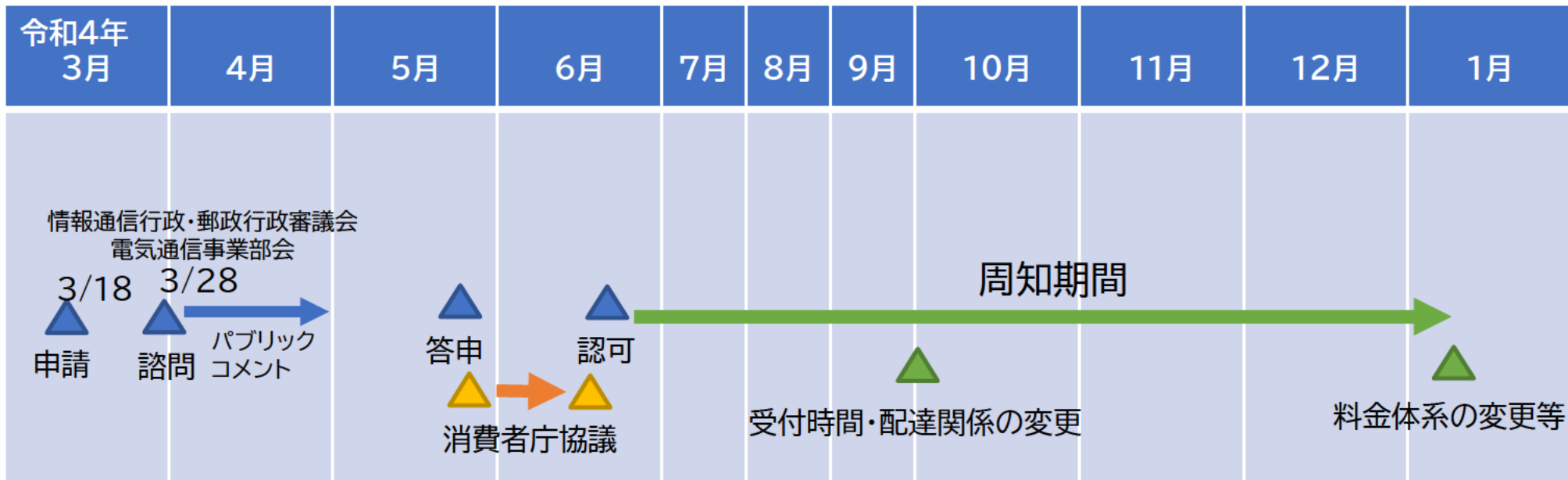
400円の算定根拠

電話による通信文受付処理対応稼働等のコストを回収

- NTT東日本・西日本からの認可申請・報道発表
- 情報通信行政・郵政行政審議会諮問
- パブリックコメント
- 情報通信行政・郵政行政審議会答申
- 消費者庁協議
- 認可
- 受付時間・配達関係の変更適用
- 料金体系の変更等適用

- 令和4年3月18日
- 令和4年3月28日
- 令和4年3月29日～4月27日
- 令和4年5月頃
- 答申を受け次第協議
- 消費者庁協議が終了次第
- 令和4年10月
- 令和5年1月

(イメージ)



※:「公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて(平成23年3月14日物価担当官会議申合せ)」において、国内電報に関する基本的な料金(通常電報料)の値上げについては消費者庁と事前に協議を要することとなっている。

【参考】NTT東日本・西日本の電報サービスと電報類似サービスとの比較

(比較のため全て税込料金)

		NTT東西 (変更後)	A社	B社	C社	D社
受付方法		電話、Web、窓口	電話、Web、FAX、 窓口等	電話、Web	Web、FAX(FAXは 法人のみ)	Web、FAX
配達	当日配達 受付締め切り	～14時	～15時半 (一部地域は～13時半)	～14時 (一部～17時) (一部商品・地域除く)	～14時 (FAX受付:～13時) (一部商品・地域除く)	～14時 (一部商品・地域除く)
	配達対象 エリア	全国 (一部電話配達のみ)	全国	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)	全国 (一部郵便利用) (一部商品・地域除く)
	配達対象日	12/31～1/3以外	年中無休	年中無休 (一部商品・地域除く)	12/31～1/3以外	年中無休 (一部商品・地域除く)
受付方法	Web	1,320円/頁 頁追加ごと 330円	524円～ <ページ追加可> 32円～	1,650円～	1,507円～ 【法人会員の場合】 1,254円～	1,650円～ 【法人会員の場合】 1,100円～
	電話	1,760円/頁 頁追加ごと330円	604円～ <ページ追加可> 100円～	～25文字 770円 5文字ごと +99円	—	—
	FAX	— (令和5年1月 廃止予定)	—	—	1,430円～ 【法人会員のみ】	1,815円～ ※法人会員の場合 1,265円～
台紙		0円～	台紙込み料金	台紙込み料金 電話受付は台紙別	台紙込み料金	台紙込み料金

【参考】電報の制度について

- 電気通信事業法制定時(昭和59年)の原始附則第5条により、「電報」は当分の間「電気通信事業」とみなされ、国内電報はNTT東日本・西日本、国際電報はKDDIのみが独占で行うことができるとされている。
- 平成15年法律改正(平成16年4月施行)による規制緩和時に、上記附則第5条の改正等を行い、電報の料金規制及び約款規制については引き続き旧規定を適用するとされている。

		契約約款	料金	事業廃止
国内電報		認可	認可	許可
国際電報		届出	認可	許可
(参考) 信書便	一般	認可	届出	許可
	特定	認可	—	届出

(参考) 契約約款の規制の変遷

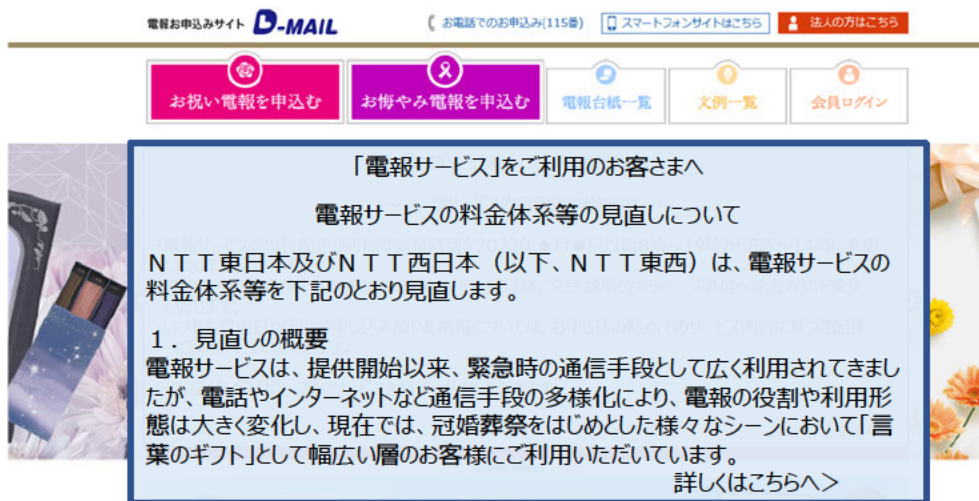
	契約約款	料金	
昭和60年4月 通信自由化・新規競争事業者参入(電気通信事業法施行) ■電気通信サービスの契約約款・料金は事前認可制	認可制	認可制	
平成7年10月 契約約款と料金の認可の分離 ■利用者利益に及ぼす影響が比較的少ない料金は事前届出 ■標準契約約款に合致する契約約款は「みなし認可」 ※平成8年12月 移動体通信料金を届出制に移行	認可制	認可制 (一部届出)	電報に適用
平成10年11月 第一種電気通信事業者の料金を原則届出化 ■特定電気通信役務に係る料金にプライスカップ制を導入(実施は平成12年から)	認可制	届出制	
平成13年11月 第一種電気通信事業者の契約約款を原則届出化 ■第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の契約約款は認可 ■卸電気通信役務制度の整備(契約約款・料金は事前届出)	届出制 (NTT東西は認可)	届出制	
平成16年4月 契約約款・料金の事前規制を原則撤廃 【特定の役務は事前規制】 ■基礎的電気通信役務:契約約款を作成し総務大臣に届出 ■指定電気通信役務 :保障契約約款を作成し総務大臣に届出 ■特定電気通信役務 :プライスカップ規制の対象	原則事前規制撤廃		

- 電報サービスの提供条件等見直しについては、**社内外の様々な接点を活用しながら丁寧な対応・周知を実施**

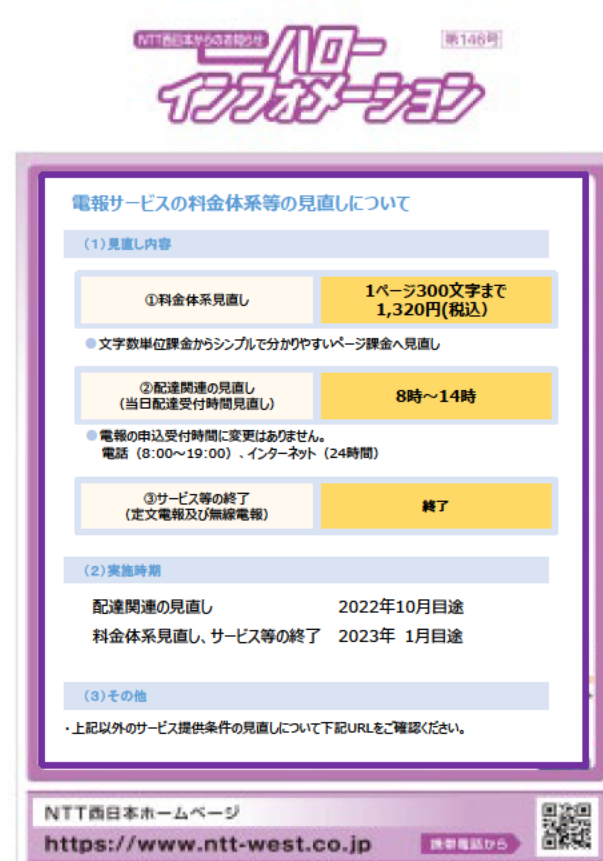
周知方法		対象ユーザ	スケジュールイメージ			
			2021年度	2022年度		
			3月18日 認可申請 ▼	認可 ▼	10月 配達条件変更 ▼	1月 料金変更 ▼
電報サービス接点	・電報 大口利用企業（法人）への個別対応	大口法人		▲ニュースリリース 訪問・電話対応	→ (継続フォロー)	→
	・D-MAIL会員（法人/個人）へのメール案内	D-MAIL会員			→ メール案内（配達条件変更）	→
	・D-MAILサイトへの掲載	D-MAIL利用者			▲D-Mailサイトへの重要なお知らせ掲載 （配達条件変更・料金変更）	→
	・115・FAX受付時における案内	115等利用者			→ 受付時案内（配達条件変更）	→ 受付時案内（料金変更）
NTT接点	・料金等請求書へのチラシ同封による案内	請求書利用ユーザ			→ (印刷等)	→ 請求書等への同封
	・タウンページへの掲載・チラシ同封による案内	タウンページ利用ユーザ			→	→ 認可後、掲載・同封可能なエリアから順次実施
	・ニュースリリース 及び 問合せ窓口の設置	東西HP閲覧者	▲ニュースリリース		→	→ 問い合わせ対応
社外接点	・自治体広報誌等 各種媒体への掲載	電報利用可能性有全ユーザ			→	→ 認可後、掲載・同封可能なエリアから順次実施
	・インターネット検索サイト等へのバナー広告掲載時の案内追加				→	→ バナー及びランディングページへの案内追加等

- 法人ユーザへの個別対応に加えて、都度利用が中心の個人ユーザへは、申込受付サイトや公式HPへの掲載等、様々なユーザ設定を通して周知活動を実施
 - ※記載は文案段階のものとなります

■ D-MAILサイトへの掲載 (イメージ)



■ 料金等請求書へのチラシ同封 (イメージ)

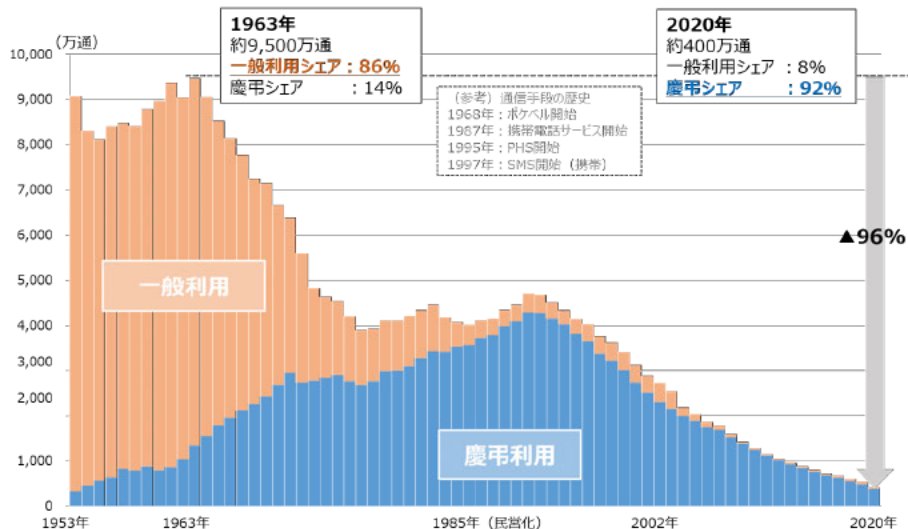


■ ニュースリリース



電報サービス利用通数推移

- 電報の利用通数はピーク時の約9,500万通（1963年）から約400万通（2020年）と大幅に縮小
- 電報の利用用途は「一般利用（緊急連絡）」中心から「慶弔利用」中心へシフト



電報サービス収支推移（役務別収支）

- 2020年度は新型コロナの影響により、利用通数が約23%減少（対前年減少率が約2倍）
- 2019年度までは受付センタの集約（2009年 14センタ→2020年 8センタ）・当日受付時間の見直し等のコスト削減（①）により、黒字を維持してきたが、2020年度は新型コロナの影響もあり赤字化（②）
- 今後も通数減少は継続する見込みであり、事業継続に向けては抜本的な提供条件の見直しが必要

(億円)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	対2009
収入	449	410	374	346	321	295	269	240	223	199	183	142	▲68%
費用	347	327	315	292	278	264	252	242	227	184	167	173	▲50%
（再掲） 配達	[Redacted]												
（再掲） 受付等	[Redacted]												
利益	102	83	59	54	42	32	17	▲2	▲4	15	16	▲31	▲130%

電報及び電報類似サービス市場の状況

電報サービスの配達体制

- 当日配達を維持するため、配達所については概ね3時間以内に配達可能となるよう設置しており、東西合計で約1,000程度の配達所を維持

区分	東日本				西日本			
	配達所数 ^{※1}	取扱通数 ^{※2}	配達所平均取扱通数 ^{※3}	所員平均通数面積	配達所数 ^{※1}	取扱通数 ^{※2}	配達所平均取扱通数 ^{※3}	所員平均通数面積
配達所	503	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	431	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
年間通数	503	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	431	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
大規模 （大都市・都市部・ 地方部）	3万通以上	8	[Redacted]	[Redacted]	13	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
中規模 （都市部、地方部、 町村部、郡部）	3万通未満 1千通以上	254	[Redacted]	[Redacted]	244	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
小規模 （山間部・島嶼部）	1千通未満	241	[Redacted]	[Redacted]	174	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

※1:2021.3時点 ※2:2020年度実績 ※3:職員が多く、中規模より狭い範囲となる

関係条文

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

附 則

- 第五条 電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者（以下この条において「国際電電承継人」という。）のみがこれを行うことができる。この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。
- 2 前項の場合において、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び国際電電承継人（以下この条において「東日本電信電話株式会社等」という。）が行う電報の取扱いの役務は旧法第二条第三号に規定する電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は旧法第二条第六号に規定する電気通信業務とみなし、東日本電信電話株式会社等が行う電報の事業は旧法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業とみなして、前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定を適用する。
- 3・4 （略）

○電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）

附 則

第六条（略）

2～4（略）

5 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正後の電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、同条第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、同条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法の規定は適用せず、旧電気通信事業法の規定はなお効力を有する。この場合において、旧電気通信事業法中「郵政省令」とあるのは「総務省令」と、「郵政大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

○旧電気通信事業法 <平成10年法律第58号による改正前の電気通信事業法>

（料金の認可等）

第三十一条 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金（第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。）を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。

3 第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金（第一項の郵政省令で定める料金を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4～7（略）

（審議会への諮問）

第九十四条 郵政大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、政令で定める審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三（略）

四 第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の料金に関する認可

五～十九（略）

○旧電気通信事業法 <電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)第2条の規定による改正前の電気通信事業法>

(契約約款の届出等)

第三十一条の四 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金並びに総務省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による届出に係る契約約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

四 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものでないこと。

五 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

3 第三十八条の二第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、第一項の規定により定めるべき契約約款のうち当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関するものについては、同項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前項の認可をしなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5～10 (略)

(審議会等への諮問)

第九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可、第十四条第一項の規定による第一種電気通信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可、第三十一条第四項の規定による特定電気通信役務に関する料金の認可、第三十一条の四第三項の規定による契約約款の認可、第三十八条の二第二項の規定による接続約款の認可、同条第七項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可、第三十九条の三第一項の規定による電気通信設備の共用に関する協定の認可、第七十二条の八第一項の規定による適格電気通信事業者の指定、第七十二条の九第一項の規定による交付金の額及び交付方法の認可、第七十二条の十第二項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可又は第七十二条の十六第一項において準用する第六十一条第一項の規定による支援業務規程の認可

二～五 (略)

○電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）

第8章 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の法第31条第1項の規定による料金の認可

（趣旨）

第12条 電気通信分野の規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するとされる同法第2条の規定による改正前の法（以下「平成10年改正前の法」という。）第31条第1項の規定により料金について認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第12条の2 認可は次の各号に適合していると認める場合に行う。

- (1) 料金及びその額の算定方法が、電気通信料金算定要領（別紙1）に照らし、妥当なものであること。
- (2) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第8章の2 法附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる契約約款の認可

（趣旨）

第13条 法附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定による改正前の法（以下「平成15年改正前の法」という。）第31条の4の規定により契約約款の認可又は変更の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第13条の2 認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

- (1) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第1号関係 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- (2) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第2号関係 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。
- (3) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第3号関係 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (4) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第4号関係 法第8条第1項及び施行規則第55条に定める重要通信が優先的に取り扱われること並びに施行規則第56条に定める機関等が重要通信を行うため他の通信の接続が制限又は停止されることが定められていること。
- (5) 平成15年改正前の法第31条の4第2項第5号関係 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものでないこと。

別紙1 電気通信料金算定要領

本算定要領は、平成10年改正前の法第31条第1項の規定の適用を受ける料金（以下「料金」という。）の算定に適用する。

1 基本原則

- (1) 料金は、能率的な経営の下における適正な原価に、適正な報酬を加えた総括原価を基礎として算定するものとする。
- (2) 料金は、その額の算出方法が適正かつ明確に定められていなければならない。
- (3) 料金は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。

（以下略）